

# (案)

江別市後見実施機関に関する検討委員会

議論のまとめ

平成29年1月

江別市後見実施機関に関する検討委員会



## 【目次】

はじめに .....	1
1 後見実施機関の必要性.....	2
2 後見実施機関の運営.....	3
(1) 後見実施機関の委託設置.....	3
(2) 日常生活自立支援事業との関係.....	4
(3) 後見受任形態.....	4
(4) 専門職による支援体制.....	5
(5) 人員体制.....	5
(6) 運営協議会の設置.....	6
(7) 後見実施機関の名称.....	6
3 後見実施機関の役割と機能.....	7
(1) 受任案件の対象.....	7
(2) 後見実施機関の機能.....	7
ア 成年後見制度の広報及び啓発.....	7
イ 後見制度に関する相談及び利用手続支援.....	7
ウ 市民後見人の育成及びバンク登録.....	8
エ 市民後見人の後見活動支援.....	8
オ 後見受任対応.....	8
4 市民後見人（後見支援員）の業務.....	9
(1) 財産管理.....	9
(2) 身上監護.....	10
(3) 死後事務.....	11
5 後見支援員に対する謝金.....	11
6 後見報酬付与申立 .....	11
7 市民後見人（後見支援員）としての倫理観.....	12
おわりに .....	13

## はじめに

我が国における認知症の人の数は、平成24年で約462万人、65歳以上高齢者の約7人に1人と推計されています。健常者と認知症の人の中間の状態にあたる軽度認知障害の推計人数、約400万人と合わせると、65歳以上高齢者の約4人に1人が認知症の人又はその予備群ともいわれています。

この数は、高齢化の進展に伴いさらに増加が見込まれており、平成37年には認知症の人は約700万人前後になり、65歳以上高齢者に対する割合は、現状の約7人に1人から約5人に1人に上昇する見込みも示されています。

また、平成25年4月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」においては、共生社会を実現するため、障がいのある方が、地域で生活することを支援する取組みが強化されています。

このような背景から、今後は、判断能力が十分ではない認知症高齢者や障がいのある方の権利擁護のため、成年後見制度の利用を推進することが、より一層重要となってきました。

このたび、「江別市後見実施機関に関する検討委員会」を設置し、江別市における市民後見人の活動の推進及び高齢者、障がい者等の成年後見制度の利用支援を目的とする機関について検討した内容を以下にまとめました。

※江別市後見実施機関に関する検討委員会委員名簿：巻末

## 1 後見実施機関の必要性

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加、また、障がいのある方の地域生活への移行に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まってきており、その需要はさらに増大することが見込まれています。また今後、成年後見制度において、後見人等が高齢者の介護サービスの利用契約等を中心に後見の事務を行うことが多く想定されます。

こうした変化の中、後見人の担い手も変わってきています。裁判所が公開している「成年後見関係事件の概況」によると、制度が開始された平成12年は、子や親などの親族後見人が9割を占めていましたが、平成26年には、弁護士、司法書士や社会福祉士などの専門職後見人が5割を越えました。

さらに、今後成年後見制度の必要性の高まりにより、親族や専門職後見人だけでは制度を担いきれなくなることが予想されており、新たな成年後見制度の担い手が必要とされています。

また、超高齢社会、核家族社会において、認知症高齢者や障がいのある方が地域で生活していくためには、その地域で生活している住民同士によって支え合う仕組みが必要だとも言われています。

そうした中で、支援対象者と同じ地域で生活し、身近な存在としてより添い、きめ細かい対応が期待できる市民後見人の存在が求められています。

市民後見人については、その定義が明確にされてはいませんが、日本成年後見学会の報告書においては、弁護士や司法書士などの資格は持たないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識や態度を身につけた良質の第三者後見人等の候補者と示されています。

市民後見人は、権利擁護と地域福祉の担い手となり、その後見活動により、認知症高齢者や障がいのある方などへの地域における理解や権利擁護への意識が高まり、市民による新たな支え合いの仕組み作りにつながるものと考えられます。

市民後見人が必要とされている社会背景から、平成24年に老人福祉法が改正され、市町村は、後見等の事務ができる人材の育成及び活用を図るため、①研修の実施、②後見等の事務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦、③その他必要な措置（研修終了者の名簿登録、選任された市民後見人の活動支援）を講じなければならないとされ、同様の規定が、知的障害者福祉法や精神保健及

び精神障害者福祉に関する法律にも創設されています。

これらを具現化するための組織として後見実施機関をできるだけ早く設置することが望ましいと考えます。

この他、後見実施機関を必要とする事由は、以下のとおりです。

#### **(ア) 成年後見制度に関する総合相談、普及啓発のための機関の設置**

地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所等、成年後見制度の相談に応じている機関がありますが、機関によってその対応には差異が生じています。成年後見制度による権利擁護の必要性が増している中、全市的に一律の内容で対応できる機関が求められていると考えられます。

また、成年後見制度の認知度は高いとはいえ、制度の普及啓発を担う機能も求められています。

#### **(イ) 継続的な支援体制の確保**

市民後見の活動が機能するために、専門職や関係団体と連携した継続的な支援体制の確保が求められています。

#### **(ウ) 裁判所からの信頼性**

市民後見人が実際に後見活動を行うためには、家庭裁判所から後見人として選任される必要があります。選任されるためには、当然に家庭裁判所からの信頼を得る必要があります、このためにも後見実施機関を設置し、市民後見人の活動の支援体制等を整備する必要があります。

## **2 後見実施機関の運営**

### **(1) 後見実施機関の委託設置**

成年後見制度による支援の性質を考慮すると、後見実施機関の運営は権利擁護活動や地域福祉活動を専門的に行っている団体に委託することが適当と考えられます。

江別市社会福祉協議会では、愛のふれあい事業として、一人暮らし高齢者な

どへの安否確認や声掛けなどの助け合い活動や、地域の高齢者・障がい者の閉じこもりを予防し、身近な地域住民による交流を促進するための活動に取り組む自治会の支援を行っています。また、ボランティアセンターを運営し、ボランティア活動の相談受付や活動基盤整備の助成などを行うことでその活動の推進を図り、さらには、生活困窮者相談窓口の設置や日常生活自立支援事業の実施といった権利擁護活動も行っています。

日常生活自立支援事業と成年後見制度との間で切れ目のない支援が必要であること、地域福祉ネットワーク活動の拠点であること、公的機関に準ずる団体であることなどから社会福祉協議会に委託設置することが望ましいと考えます。

なお、道内で後見実施機関を委託している市町村では、全ての市町村が社会福祉協議会に委託しています。

## **(2) 日常生活自立支援事業との関係**

日常生活自立支援事業と成年後見制度の両制度における、判断能力による利用対象の関係では、日常生活自立支援事業は、成年後見制度の後見、保佐、補助の3類型のうち、補助類型の対象者とほぼ重なり、保佐類型の一部についても対象になります。

また、日常生活自立支援事業の支援における生活費の管理や、定期的な訪問といった見守り活動などは、その内容が後見事務の活動と類似する部分も多くあります。

当該事業の利用者が、遺産分割等、後見制度での対応が必要になったのを機に成年後見制度利用へ移行することも少なからずあり、切れ目のない支援を行うためにも両支援制度は連携して提供される必要があると考えられます。

## **(3) 後見受任形態**

後見受任には、親族や弁護士などの専門職が個人として受任する場合と、社会福祉法人などが法人として受任する場合があります。

市民後見人養成講座を受講した後見人候補者が個人として受任するには、後見実施機関による十分な支援体制が確立されていることが不可欠です。また、市民後見人に対し適切かつ十分な支援を提供するには、後見活動を支援する組

織としての実績や経験を積むことも必要と考えられます。

そのため、まずは、後見実施機関の設置及び運営を委託されている組織が法人として受任し、後見人候補者は法人後見の支援員として活動し、経験を積んだ後見支援員が個人として受任できる環境を整えていくことが、現時点では望ましいと考えます。

#### (4) 専門職による支援体制

一般的に市民後見人（後見支援員）が扱う案件は困難性のないものとされていますが、相続問題など選任を受けたあとで何らかの問題が生じることも少なくありません。

このように、後見活動を行う中で困難事例が発生した場合に、専門職や関係団体と連携し支援する仕組みが必要です。

後見実施機関の安定した運営のため、弁護士、司法書士及び社会福祉士といった専門職や専門職団体と連携した体制を構築することが望ましいと考えます。

なお、家庭裁判所からの信頼を高めるためにも、専門職との連携による支援体制が求められています。

#### (5) 人員体制

後見実施機関の担当者は、後見制度に関する専門知識はもとより、保健福祉制度等、支援対象者を支えるための各種制度に精通していることが必要です。

また、後見制度ニーズに総合的に対応し、専門職や関係団体とのネットワークを構築していくためにも、例えば社会福祉士など専任の専門職員を配置することが望ましいと考えられます。

なお、裁判所からの信頼を高め、後見人として選任されるためにも、適切な人員体制を整備する必要があります。

また、後見制度への需要が高まる中では、マニュアル等を整備することで、養成講座を受講した後見人候補者が、相談業務等を担い補助することも考えられます。

## (6) 運営協議会の設置

後見実施機関の運営方針を協議し、また、適正な後見事務を担保するために運営協議会を設置する必要があります。

国や北海道は、後見実施機関内に運営協議会を置くことを示しており道内他市では、委託先である社会福祉協議会に設置しています。

一方で、客観的に運営状況を監督する第三者組織にする必要があることから市が主体となって設置することも考えられます。

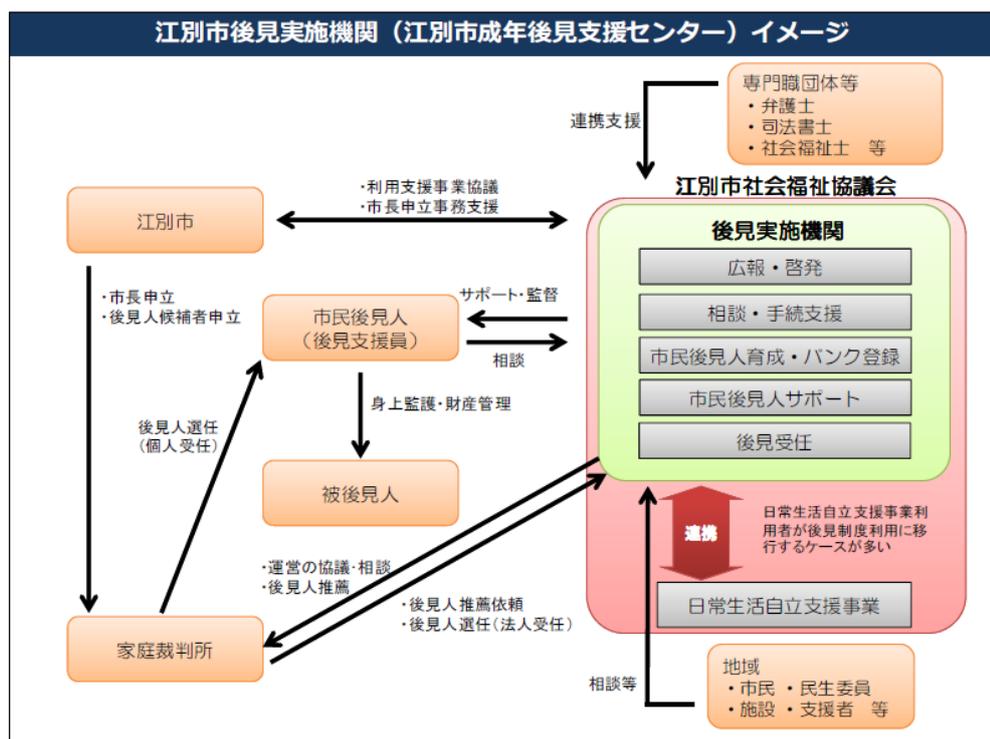
いずれにしても、協議会運営に市が関与し、後見実施機関が適正に運営されているかを監督できる仕組みとなることが望ましいと考えます。

## (7) 後見実施機関の名称

当該機関がどのような役割を担う組織であるのかが容易に判断できる名称が望ましいと考えます。

成年後見制度を必要とする人を支援する、また、制度利用のための支援をする組織であることから、例として「江別市成年後見支援センター」などの名称が考えられます。

【江別市後見実施機関（江別市成年後見支援センター）イメージ図】



### 3 後見実施機関の役割と機能

#### (1) 受任案件の対象

受任する案件については、財産が高額でなく寄り添いと見守りを中心とするものであるとともに次の要件を満たすことが望ましいと考えます。

- ・ 紛争性がないこと
- ・ 多額な預貯金の管理、不動産処分及び債務の弁済など、専門的な対応が必要なく、日常の金銭管理が中心であること
- ・ 身上監護の困難性がないこと

後見実施機関設置当初は、対象事例の詳細を把握しやすいことから、市長申立案件のうち、紛争性が低く、身上監護が中心の案件から受任していくことが考えられます。

なお、対象を市長申立案件に限定すべきではなく、前述の要件を満たすかを慎重に検討した上で、本人や親族による申立案件についても、範囲を拡大していくことが望ましいと考えます。

また、任意後見契約の受任については、法定後見受任の実績を重ね、対応力や知識を向上させながら、将来的に受任できるよう研究していくことが望ましいと考えます。

なお、財産が高額であるかの基準について、5百万円程度としている例もありますが、管轄裁判所とも協議し、受任判断における一定の目安となる額を検討する必要があります。

#### (2) 後見実施機関の機能

後見実施機関の業務として次のことを行うことが望ましいと考えます。

##### ア 成年後見制度の広報及び啓発

成年後見制度の利用が必要な人が制度利用に結びつくよう、リーフレットの作成や講演会の開催などにより制度の周知を図ります。

##### イ 後見制度に関する相談及び利用手続支援

制度利用を必要とする人や支援者からの相談対応や、申立書及び手続書類

の作成に関する助言など制度利用に関するサポートを行います。

なお、相談対応の対象は市長申立案件に限定せず、親族後見及び任意後見に関する相談にも応じることが望ましいと考えますが、相談事例によっては必要に応じて専門職や関係団体に引き継ぎます。他機関に引き継ぐ場合は、特定の専門職や関係団体に偏ることがないように配慮する必要があります。

## ウ 市民後見人の育成及びバンク登録

市民後見人養成講座の開催や市民後見人候補者の登録及び管理を行います。

## エ 市民後見人の後見活動支援

資質向上のための研修の定期的な開催や、裁判所への提出書類の作成助言、困難事例が発生した際の専門職や関係団体との連携及び調整など、市民後見人が適正・円滑に後見活動を行えるよう支援を行います。

## オ 後見受任対応

### (ア) 法人後見受任

法人受任した際に、バンク登録されている後見人候補者が後見支援員として活動します。

### (イ) 個人後見受任

市民後見人が個人受任した際には、後見活動の支援及び監督を行います。家庭裁判所から後見監督人に選任されているかを問わず、積極的に後見活動の監督を行います。

### (ウ) ケース検討会議

成年後見制度の利用以外も含め、支援対象者の支援方法や方向性を、後見実施機関職員を含め他の社会福祉協議会職員や支援関係者等によって協議します。会議の構成員は事例に応じ柔軟にすることが必要と考えます。

### (エ) 受任調整会議

申立の必要性の有無、申立類型、受任の適否、支援対象者と後見人候補者のマッチングなどを、有識者を構成員とする会議で協議します。会議の構成員として法律専門職は必須ですが、対象案件によっては柔軟に

他の関係者も参加できる仕組みも考えられます。

なお、専門性が高いなどの理由から受任は難しいと判断されるような案件について、専門職や関係団体を紹介するなどの連携体制があることが望ましいと考えます。

#### **(オ) 市長申立事務の支援**

支援対象者の面談、本人及び親族調査、診断書の発行依頼、申立書類の準備などの支援を行います。なお、申立手続を早急に進めるため、市と後見実施機関の連携方法や分担を検討する必要があります。

### **4 市民後見人（後見支援員）の業務**

市民後見人（後見支援員）の業務例として次のことを行うことが望ましいと考えます。

#### **(1) 財産管理**

次の財産管理事務が考えられます。

他の自治体では、財産管理事務は後見支援員の役割としていない例もありますが、日常生活費に関する事務などは、後見支援員が担い、重要財産の処分など専門性を伴う事務が発生した場合は、後見実施機関において対応するといった仕組みが望ましいと考えます。

##### **(ア) 預貯金の管理**

預金通帳や印鑑は、後見実施機関の金庫や金融機関の貸金庫で保管し、後見支援員又は市民後見人は、必要時に、後見実施機関の管理の下、使用します。

##### **(イ) 定期的な収入の受領及び費用の支払**

後見支援員又は市民後見人が年金等の定期的収入を受領し、公共料金等の費用の支払をします。

##### **(ウ) 生活費の交付、日常生活用品の購入等**

定期訪問の際に、食料品等の日常生活用品購入に必要な現金を支援対象者に交付します。本人が買い物を出来ない場合は、ヘルパー、施設等に現

金を預けます。

**(エ) 金融機関への届出**

金融機関へ後見人に就任したことを届け出ます。

**(2) 身上監護**

**(ア) 定期的な訪問と見守り**

定期的に支援対象者を訪問し、面談します。定期的な訪問によって状況を把握し、細やかな対応をすることこそが、地域における権利擁護としての市民後見の活動に求められているものと考えます。

なお、訪問にあたって、必要に応じ、ケアマネジャーなどの関係者にも同席してもらいます。

定期訪問の頻度については、支援対象者に応じた支援計画によって適切な目安を検討することが考えられます。

**(イ) 介護及び福祉に関すること**

施設等の入退所に関すること、介護保険制度や他の福祉制度の利用に関することなどを行います。

**(ウ) 医療に関すること**

医療機関の受診や入院等に関する医療契約や費用の支払をします。なお、手術等の医療行為に対する同意は、後見事務に含まれません。

**(エ) 住まいに関すること**

住居の確保に関する契約の締結や費用の支払をします。

**(オ) 生きがいや教育に関すること**

支援対象者の趣味活動や旅行などの手配をします。また、本人の状況によっては学校等による教育を受けるための手続を行います。

**(カ) 公的機関等への各種手続**

健康保険、税金、生活保護、転居等住民登録などの手続を行います。

なお、契約行為については、ケース検討会議等で諮るなど、後見実施機関が関与することが望ましいと考えます。

### (3) 死後事務

成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律が平成28年10月に施行されたことにより、後見類型では個々の相続財産の保存に必要な行為、弁済期が到来した債務の弁済、火葬又は埋葬に関する契約の締結等といった一定の範囲の事務を行うことができることとされました。

これまでも、やむを得ない場合には、民法における応急処分等の規定を根拠に対応してきた例は多く、保佐、補助類型では、従前のおり対応しなければならない場合もあると考えられます。

また、相続財産がある場合において、市長申立案件であれば戸籍調査で親族の状況は把握できていますが、市長申立案件以外の場合には、事前に親族関係について調査を行うことが望ましいと考えられます。

## 5 後見支援員に対する謝金

後見支援員への謝金について、市民後見の活動は、社会貢献意識の高いボランティア的要素が強いことから、謝金支給金額は高額であるべきではないと考えます。

先行例では、訪問実績などの歩合ではなく、月の定額で管理している例が多く、また、支援対象者が施設入所者か在宅生活者かによって後見事務にも差があることから、これを反映することが望ましいと考えます。

なお、交通費については支援対象者の財産で負担することができます。

## 6 後見報酬付与申立

市民後見の活動は、地域の支え合いと権利擁護を推進する社会貢献による活動であり、報酬を目的として活動するものではありません。

ただし、後見活動に対する報酬は家庭裁判所が判断するものであるため、報酬付与の申立てを行うことは妨げないものとしてよいと考えます。

## 7 市民後見人（後見支援員）としての倫理観

市民後見人候補者に登録されたとしても、全ての候補者が後見事務に携わることができるとは限りません。

支援対象者に対する市民後見人（後見支援員）の推薦においては、候補者の資質、健康状態、家族状況、居住地や支援対象者との利害関係の有無などにに基づき、受任調整会議において慎重に判断することが必要と考えます。

受任案件がない候補者については、後見事務の他に、後見実施機関が担う事務の補助、制度普及啓発活動など、活躍できる機会を設けることも考えられます。

また、地域における権利擁護を推進する市民後見の活動においては、相応の倫理観と資質が求められます。法律専門職である後見人であっても不正が後を絶ちませんが、このような不正が発生することのないよう倫理規定の策定やバンク登録における宣誓などの仕組みも必要であると考えられます。

## おわりに

これからの超高齢社会においては、判断能力が十分ではない認知症高齢者や障がいのある方が自分らしく尊厳ある生活を送るためには、権利擁護を推進することがますます重要となります。

そのためには、従来、後見人として選任されてきた法律専門職や親族による支援のほか、市民による地域に根差したきめ細やかな支援が期待されております。北海道内でも、市民が後見事務を担う「市民後見人」が活躍している例も少しずつ増えてきており、江別市においても「市民後見人」実現のため、早期に後見実施機関が設置されることが望まれます。

また、後見実施機関が機能するためには、後見人の選任機関である家庭裁判所からの信頼を得ることが重要です。市民が後見事務を担うことができる体制の早期実現のため、家庭裁判所や後見に関する専門職団体などと連携、協議しながら信頼される後見実施機関の整備に向けて努力していくことが求められています。

最後に、本検討委員会にあたり貴重なご意見ご助言をいただきました委員、オブザーバーの皆様には厚くお礼申し上げます。

平成 29 年 1 月

江別市後見実施機関に関する検討委員会

委員長 林 恭 裕

【江別市後見実施機関に関する検討委員会委員】

(敬称略)

区 分	所 属 団 体	役職・資格等	氏 名
学識経験者	北翔大学	生涯スポーツ学部 健康福祉学科教授	林 恭裕
市内 弁護士事務所	弁護士法人 江別法律事務所	弁護士	西脇 崇晃
制度関係団体	公益社団法人成年後見センター ・リーガルサポート札幌支部	司法書士	大桃 涼輔
同上	北海道社会福祉士会権利擁護センター ・ばあとなあ北海道	社会福祉士	菅 しおり
相談支援実務者	NPO法人 さいわい成年後見センター	副理事長	森田 弘之
社会福祉協議会	社会福祉法人 江別市社会福祉協議会	常務理事兼事務局長	中川 雅志

【アドバイザー】

一般社団法人地域後見推進センター（東京大学大学院教育学研究科）

東 啓二 氏・佐々木 佐織 氏

【事務局】

江別市健康福祉部 福祉課・介護保険課